



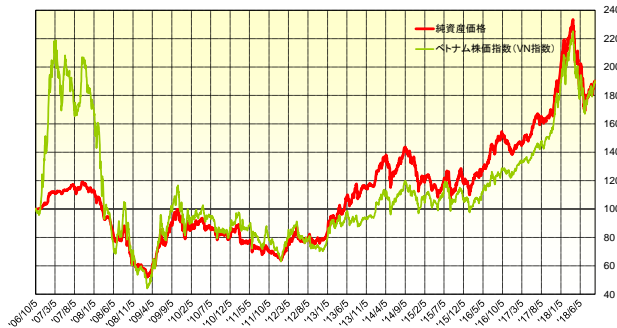
FC グローバル ベトナムファンド

販売用資料
基準日：2018/9/28

月報

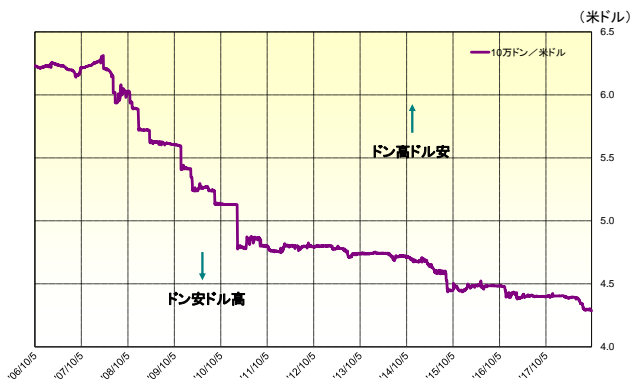
ケイマン籍／契約型外国投資信託(米ドル建て)

運用実績の推移



※ 上記の実績は信託報酬および実績報酬等差引き後の1口あたり純資産価格の推移
※ 指数はベンチマークではなく参考数値(ファンド設定日を100として指数化して表示)

為替の推移(参考)



組入れ状況

組入れ上位10銘柄		国名	純資産比
1	ベトナム乳業 [ビナミルク]	ベトナム	7.46%
2	ビンググループ	ベトナム	7.35%
3	ベトナム外商银行 [ベトコムバンク]	ベトナム	6.88%
4	ペトロベトナム・ガス	ベトナム	5.95%
5	FPT	ベトナム	5.69%
6	軍隊商業銀行 [ミリタリー・コマーシャル]	ベトナム	5.57%
7	モバイル・ワールド・インベストメント	ベトナム	4.90%
8	ホアファットグループ	ベトナム	4.23%
9	ベトジェット航空	ベトナム	3.69%
10	マッサングループ	ベトナム	3.59%
		計	55.31%

ファンド概要

形態：ケイマン籍／契約型外国投資信託(米ドル建て)
 設定日：2006年10月5日(木)
 投資運用会社：キャピタル アセット・マネジメント株式会社
 管理会社：FCインベストメント・リミテッド
 申込単位：10口以上1口単位

資産状況

純資産価格 (米ドル)		資産別構成比 (米ドル)	
純資産価格 (1口あたり)	190.24	株式 (オプション含む)	3,079万 96.88%
純資産総額	3,178万	現金他 (債券含む)	99万 3.12%
		合計	3,178万 100.00%

期間別騰落率

期間	ファンド	VN指数	10万ドン／米ドル
1か月	2.19%	2.79%	-0.13%
3か月	2.93%	5.87%	-1.57%
6か月	-16.32%	-12.84%	-2.25%
1年間	14.84%	26.44%	-2.53%
設定来	90.24%	90.21%	-31.17%

※ 上記の実績は信託報酬および実績報酬等差引き後の数字。

※ 上記の「ファンド」騰落率はファンド基準日ベース、
その他の騰落率については月内最終売買日ベース。

業種別組入れ状況		純資産比	国別資産配分		純資産比
1	金融	45.55%	1	ベトナム	96.88%
2	生活必需品	12.75%	2	—	—
3	一般消費財・サービス	9.56%	3	—	—
4	資本財・サービス	8.68%	4	—	—
5	情報技術	6.22%	5	—	—
6	公益事業	5.95%	6	—	—
7	素材	4.23%	7	—	—
8	エネルギー	2.15%	8	—	—
9	ヘルスケア	1.80%	9	—	—
10	-	-	10	—	—
		計	計	計	96.88%

※ 四捨五入の関係上、資産別構成比の株式(オプション含む)が合わない可能性があります。

本資料3ページ以降に記載されておりますファンドのリスクおよび留意点、費用、当資料のお取扱についてのご注意等の事項を必ずご確認ください。

◇管理会社：

FCインベストメント・リミテッド

運用報告およびマーケット概観

○ マーケット概観

【ベトナム株式市場】

9月のベトナム株式市場は、米中貿易戦争が悪材料になる中、外国人投資家が買い越したことやインデックス開発大手の英FTSE Russellが、ベトナム株式市場を「フロンティア市場」から「第二新興国市場」への昇格を検討する「ウォッチリスト」に入れたことが好材料になり上昇して引けました。9月末時点のVN指数は前月末比2.79%高の1,017.13ポイントで引けています。外国人投資家のネットの買い越し代金は、ホーチミン証券取引所では約880万米ドル、ホーチミン、ハノイ、アップコム市場の合計は1,400万米ドルに達しました。個別銘柄では、マルチメディア大手のYEAH1 GROUP CORP(前月末比13.27%高)や、原油価格上昇の恩恵を受けたペトロベトナム・ガス(前月末比12.33%高)などが大きく上昇しました。一方、ベトジェット航空(前月末比1.53%安)や軍隊商業銀行[ミリタリー・コマーシャル](前月末比2.53%安)などは下落しています。

【経済概況】

株式組入比率は、高位に維持し、成長性や流動性が継続して見込める銘柄を中心に組み入れています。今月は、ポートフォリオに大きな変更はございませんでした。引き続き、今後有望と思われる金融サービスやインフラ関連、不動産などのセクターを中心に投資して参ります。

○ 今後の見通し

■ 今後の見通し、運用方針

ベトナムの経済については引き続き好調で、9月の鉱工業生産指数の伸び率は前月比で0.8%上昇、前年同月比では9.1%上昇しました。また、1～9月期の鉱工業生産指数は前年同期比10.6%上昇となっています。9月の小売売上高(推定値)は前月比で1.3%増、前年同月比では12.5%増でした。これにより、1～9月期の小売売上高は、前年同期比11.3%増となりました。ベトナム株式市場は、外国人持ち株比率の制限が緩和される中、上場企業数の増加や政府保有割合の低下が海外からの資金流入を促すと見られており、長期的に堅調な相場展開を予想しています。今後の注目点としては、MSCI指数での「新興国市場」への格上げ期待が挙げられます。今年6月には格上げ対象になるウォッチリストに載りませんでしたでしたが、市場では来年の可能性が高いと見ているようです。現在、ベトナムは、MSCI指数においてフロンティア市場に分類されています。市場規模の拡大に加え、外国人持ち株比率の制限緩和などにより外国人投資家のアクセスが改善されれば新興国市場への格上げが期待できます。MSCIの格上げについては、外国人保有率上限の引き上げの進捗状況や英語財務諸表ディスクロージャーの充実、浮動株比率の増加などの改善を同社は注視しているようです。従って、中長期的な観点からこれらの材料を背景に堅調な相場展開を予想しています。リスク要因としては、トランプ米国政権による保護主義政策などが挙げられます。

ファンドの特色

- 当ファンドは、ホーチミン・ハノイ証券取引所上場株式およびベトナム国内の店頭登録株式等[※]に投資し、長期的なキャピタルゲインを追求します。
※ 店頭登録株式等とは、上記市場に上場しておらず、市場外で相対取引されている株式および未公開株式(未上場で取引市場がない株式)を指します。
- またファンドは、ベトナム国外の取引所に上場しているベトナム関連企業[※]が発行する株式および株式関連証券にも投資します。
※ ベトナム関連企業とは、主にベトナム国内で事業を設立または遂行する企業を指します。

ご留意事項

投資者は、ファンド証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識すべきです。したがって、買戻しまたは償還に関して投資者が受取る金額が、投資元本を下回ることもあります。

ファンドの信託財産に生じた損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドへの投資のリスクには以下が含まれますが、下記の記載はファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明するものではありません。

当ファンドの主要なリスクおよび留意点

- ファンドが一貫してプラスのリターンを達成するという投資目的を達成する保証、表明はありません。
- ファンドは、カウンターパーティの信用リスクを負うことになり、また決済不履行リスクも負うことになります。
- ファンドは、ファンドが米ドル以外の通貨建ての資産に投資される範囲で、為替レートの変動にさらされます。
- ファンドの純資産総額およびファンドの投資対象の流動性は、為替レートおよび為替管理、金利の変化、政府の方針および税制の変更、および社会、政治および経済の不安定性または、ファンドが投資を行う国における、もしくは当該国に影響を及ぼすその他の出来事の悪影響を受けることがあります。
- 特定のアジア諸国の株式市場は、近年著しい価格変動を経験しており、今後かかる価格変動が続く可能性があります。
- 運用会社は、ファンドの勘定で、上場証券ならびに非上場証券に投資することができます。非上場証券は、極端な市況または注文規模によっては、必ずしも希望価格での買注文もしくは売注文の実行またはオープン・ポジションの清算ができるとは限りません。
- 一部の企業の情報開示は国際基準に比べて厳格ではなく、企業に関する公に利用できる情報も多くない場合があります。また、企業が米国またはヨーロッパの企業に適用される会計基準とはかなりの点で異なる会計の基準および要件に従う場合があります。

ベトナム企業に投資を行う際のリスクには、未上場企業への投資、旧国営企業への投資、不十分な融資または資本調達、顧客集中リスク、非効率的運営管理、詐欺行為に関する不適切な内部統制、人材不足、関連する為替レートの変化による競争力低下などのリスクにさらされる可能性がある企業に投資する可能性等、その他のリスクを含みます。

ベトナムの株式市場への投資リスクには、他地域の証券取引所と比べ、ホーチミン証券取引所およびハノイ証券取引所HSXが未発達であることによる投資機会の限定、ベトナムの国際化進展により、ベトナム企業にとって競争が激化していること、ベトナム・ドンの変動、下落および兌換性、通貨交換リスク、企業および投資に関する法的枠組みの変更、未上場株式においてその他の株主が第一優先先買権を有する場合や、ベトナムの証券取引所が他の地域の証券取引所に比べて流動性が限られていることなどにより、投資対象の処分が困難であること、破産手続中の資産実現および外国仲裁裁定書の執行が困難であることカウンターパーティの信用リスクおよび決済不履行リスク、政治体制、法制度の変更および税法の不確実性、会計、監査および財務報告基準、実務および開示要件が先進国と異なり、また、入手可能な情報が、先進国より少ないこと、ベトナム株式市場のボラティリティ、経済活動の大幅な低下をもたらす可能性があるSARS、鳥インフルエンザ、その他の伝染病に関するリスクを含みます。

その他の重要な事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 取得のお申し込みにあたっては、販売取扱会社にて最新の投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

本資料3ページ以降に記載されております**ファンドのリスクおよび留意点、費用、当資料のお取扱についてのご注意**等の事項を必ずご確認ください。

◇管理会社：

ファンドに係る手数料等について

投資者が直接的に負担する費用

購入(申込み)時手数料	購入(申込み)時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。 日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。	
	申込口数	申込手数料
	1万口未満 1万口以上5万口未満 5万口以上	3.24% (税抜3.00%、税0.24%) 2.70% (税抜2.50%、税0.20%) 2.16% (税抜2.00%、税0.16%)
換金(買戻し)手数料	かかりません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用(注)

運用管理費用(管理報酬等) 純資産総額に対し、 上限年率1.76%(年間最低25,000米ドル) および 年間3,000米ドル を超えない額ならびに実績報酬(ただし、下記のその他の費用・手数料等もファンドの信託財産から支払われます。)			
手数料等	支払先	役務の内容	報酬料率
(管理報酬)	管理会社	ファンド資産の管理・運用業務	ファンドの純資産総額に対して年率0.09%(毎月後払い)
(受託報酬(管理事務報酬および保管報酬を含みます。))	受託会社	ファンドの受託業務および登録事務代行業務ならびにファンド資産の管理事務代行業務および保管業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.06%(毎月後払い、年間最低10,000米ドル)受託会社はまた、ファンドの資産から、(a)純資産総額200万米ドル以下の部分に対し、年率0.11%および(b)純資産総額200万米ドルを超える部分に対し、年率0.10%で計算される管理事務報酬(但し、年間で15,000米ドルを下回らないものとします。)を受領する権利を有します。 なお、管理事務代行会社の報酬は、受託報酬から支払われます。また、保管会社は、保管会社および受託会社の間で合意した料率でファンドの資産から報酬の支払いを受けます。
(投資運用報酬)	投資運用会社	ファンド資産の運用業務	ファンドの純資産総額に対して年率0.8%(毎月後払い) また、投資運用会社は、各暦四半期末に計算され、後払いで支払われる実績報酬を受領する権利を有します。ある暦四半期(以下「当該四半期」といいます。)に関する実績報酬 = (当該四半期末の受益証券1口当たり純資産価格 - ハイ・ウォーターマーク) × 15% × 当該四半期末に発行されている受益証券の平均口数
(代行協会員報酬)	代行協会員	1口当たり純資産価格の公表、日本の法令・規則で要求される書類の提出・配布等の業務	ファンドの純資産総額に対して年率0.2%(毎月後払い)
(販売報酬)	販売会社	口座内でのファンドの事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等	ファンドの純資産総額に対して年率0.5%(毎月後払い)
(その他費用・手数料)	ファンドの直接の運営費用(公租公課、銀行取引手数料、券面印刷費、信託証書およびファンドに関するその他一切の書類の作成および/または提出および印刷費用、マーケティング費用、合理的な額の弁護士、監査および会計士の手数料および費用等を含みます。)がファンドの信託財産からのみ支払われます。上記手数料等は、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。		

(注)当該手数料等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況および投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
換金(買戻し)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(買戻し)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・上記税率に関しては、2038年1月1日以後は20%となります。今後も税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

本資料3ページ以降に記載されております**ファンドのリスクおよび留意点、費用、当資料のお取扱についてのご注意**等の事項を必ずご確認ください。

◇管理会社：

お申込メモ

購入(申込み)単位	10口以上1口単位
購入(申込み)価額	各取引日における受益証券1口当たり純資産価格
購入(申込み)代金	投資者は、申込み注文の成立を販売会社が確認した日(以下「約定日」といいます。)から起算して日本での4営業日目までに申込金額を販売会社に対し円貨で支払うものとします。
換金(買戻し)単位	1口単位
購入の申込期間	2018年3月31日(土曜日)から2019年3月29日(金曜日)まで ただし、申込みは、各取引日に取り扱われます。
換金(買戻し)制限	クローズド期間、大口解約の制限等はありません。
信託期間	2106年9月30日
決算日	毎年9月30日
収益分配	ファンドの純収益および実現されたキャピタル・ゲインの分配は、管理会社の絶対裁量による判断に基づき、受益者に対して行うことができます。ただし、管理会社は、受益者に対する分配が行われず、むしろファンドの純収益および実現されたキャピタル・ゲインは再投資され、純資産価額に反映されることを予定しています。
運用報告書	ファンドの計算期間の終了(毎年9月30日)およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過および、ファンドが保有する資産の内容などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は、販売会社または販売取扱会社を通じて受益者にお渡しします。
課税関係	課税上は公募外国株式投資信託として取扱われます。

管理会社、その他関係法人の概況

管理会社	<u>FC インベストメント・リミテッド</u> 2006年8月28日付で基本信託証書(随時改訂され、補足されます。(HSBCトラスティ(ケイマン)リミテッド、管理会社および受託会社との間で締結された2013年8月26日付退任・任命証書を含みます。))以下「信託証書」といいます。)をHSBCトラスティ(ケイマン)リミテッドと締結。 ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し業務を提供します。
受託会社	<u>G.A.S(ケイマン)リミテッド</u> 信託証書を管理会社と締結。ファンドの受託業務を提供します。
管理事務代行会社	<u>SMT ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド</u> 2013年9月1日付で管理事務代行契約を締結。ファンド資産の管理事務代行業務を提供します。
保管会社	<u>スミトモ・ミツイ・トラスト(UK)リミテッド</u> 2013年9月1日付で保管契約を受託会社と締結。ファンド資産の保管業務を提供します。
代行協会員 日本における販売会社	<u>藍澤証券株式会社</u> 2006年8月30日付で管理会社との間で代行協会員契約を締結。代行協会員業務を提供します。 2006年8月30日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻し契約を締結。受益証券の販売・買戻し業務を提供します。
投資運用会社	<u>キャピタル アセット・マネジメント株式会社</u> 2013年9月1日付で投資運用契約を管理会社と締結。ファンド資産の運用業務を提供します。

本資料3ページ以降に記載されておりますファンドのリスクおよび留意点、費用、当資料のお取扱についてのご注意等の事項を必ずご確認ください。

◇管理会社：

当資料のお取扱についてのご注意

- 本資料は、キャピタル アセット・マネジメント株式会社が当ファンドの運用状況に関する情報を受益者に提供することを目的として作成したものを翻訳した販売用資料です。
- 投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 本資料は、信頼できると判断される情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や真実性を保証するものではありません。本資料に記載された見解は基準日におけるものであり、予告なく変更されることがあるほか、その実現性を示唆または保証するものではありません。
- 本資料に記載のグラフ・数値等は過去のものであり、当ファンドの今後の成果を保証・約束するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資家の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。

アイザワ証券

商号等 : 藍澤証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号

(本社) 東京都中央区日本橋1-20-3

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関:

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(略称:FINMAC)

本資料3ページ以降に記載されておりますファンドのリスクおよび留意点、費用、当資料のお取扱についてのご注意等の事項を必ずご確認ください。

◇管理会社:

FCインベストメント・リミテッド

